

静岡市消防局

申請手数料の納付に
キャッシュレス決済がご利用いただけます。

対象となる手続き

静岡市手数料条例第2条第9号 消防関係手数料に掲げるもの

- 消防法関係（危険物関係） ● 石油コンビナート等災害防止法関係 ● 火薬類取締法関係
- 高圧ガス保安法関係 ● 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

利用可能な決済方法

- クレジットカード決済



- コンビニエンスストア決済



- 銀行決済



ご利用の流れ

- 窓口又は電子申請時に、キャッシュレス決済利用の旨お伝えください。
- 受付職員から受付番号（窓口時）、申請手数料額やフォームリンク先の URL（電子申請時）などをお知らせします。
- 決済フォームから申請手数料を納付いただきます。

危険物に関する申請・届出はこちら



火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する申請・届出はこちら



お問合せ先

静岡市消防局 消防部 予防課 規制係

TEL:054-280-0191

TEL:054-280-0194

Mail : shobou-yobo@city.shizuoka.lg.jp

キャッシュレス決済時の注意事項

- 領収書は発行できません。
- 決済完了日の翌日が、標準審査期間の起算日となります。
- 決済期限は決済方法に関わらず、手続き開始の日から2週間とし、1週間支払いが確認できない場合は消防局又は消防署から連絡をいたします。
- 年度内の決済は、年度内の開庁日に完了してください。
(例: 3月28日(金)に申し込みされた場合は、3月31日(月)の17時15分までに決済を完了させてください。)
- 支払い限度額は、クレジットカード決済はカード限度額、コンビニエンスストア決済は30万円、銀行決済は決済方法により限度額が変わります。
- 窓口で決済完了が確認できない決済方法を選択された場合は、お手数ですが決済完了後、消防局又は消防署へ決済完了の旨ご連絡をお願いいたします。